

平成 29 年度 第 2 回 宗像市文化財保護審議会

期日：平成 29 年 11 月 15 日（水）

時間：10 時～11 時 30 分

会場：いせきんぐ宗像 寄合い処

出席者：	事務局 郷土文化課
会 長 西谷 正	部 長 磯部 輝美
副会長 桑田 和明	課 長 吉原 賢治
委 員 山野 善郎	文化財係長 白木 英敏
委 員 森 弘子	主任技師 山田 広幸
委 員 河窪 奈津子	オブザーバー
委 員 井上 晋	市史編さん事務局 灘谷 辰生
委 員 宮元 香織	都市計画課 高山 正利
	靱山 隆良

会 議 次 第

1. あいさつ
2. 前回議事録の確認
3. 報告
 - 1) 宗像市歴史的風致維持向上計画（案）について
 - 2) 八所宮土堀及び石垣修復事業について
 - 3) 宗像大社みあれ祭陸上神幸のルート変更について
4. その他
5. 次回開催

平成 29 年度 第 2 回 宗像市文化財保護審議会 議事録

期日：平成 29 年 11 月 15 日（水）

時間：10 時～11 時 30 分

会場：いせきんぐ宗像 寄合い処

出席者：	事務局 郷土文化課
会 長 西谷 正	部 長 磯部 輝美
副会長 桑田 和明	課 長 吉原 賢治
委 員 山野 善郎	文化財係長 白木 英敏
委 員 森 弘子	主任技師 山田 広幸
委 員 河窪 奈津子	オブザーバー
委 員 井上 晋	市史編さん事務局 灘谷 辰生
委 員 宮元 香織	都市計画課 高山 正利
	靱山 隆良

会 議 次 第

1. あいさつ

2. 前回議事録の確認

事務局： P4、委員部分の 6 行目、「報告をしていきたい。」を「報告書を作成していきたい。」

委 員： P6、「指定名称は、」は削除

事務局： P6、下から 9 行目、「無形文化財」を「有形民俗文化財」

3. 報告

1) 宗像市歴史的風致維持向上計画（案）について

事務局： 本計画は、序章から第 7 章まで構成されている。現在文化庁、農林水産省、国土交通省の三省庁協議を 5 回実施している。明日は 6 回目の協議予定になる。その協議での意見を踏まえ、現在作成中。今後は 11 月 29 日から 12 月 28 日までパブリックコメントを実施する予定。その後歴史的風致維持向上計画推進協議会で報告後、国への申請という流れになる。本日は第 5 章についてご意見等を伺いたい。

事務局： 第 5 章に構成は、1. 全市に関する事項が(1)～(9)、2. 重点区域に関する事項が(1)～(8)までである。

1. 全市に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

今後も指定文化財等の実態の把握、計画、方策を講じるため、文化財の保護を図る。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

日常的な所有者の維持管理、点検を行う。修理については、文化財保護法、関係機関の指導を仰ぎながら実施していきたい。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

「海の道むなかた館」「宗像大社神宝館」の施設の老朽化が進み、文化財収蔵施設としての課題がある。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

道路の美装化、サイン等、周辺環境と調和する様にやっていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

防災に関する訓練、教育、また美術工芸品については、防犯設備の設置、所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

様々な文化財の情報提供、体験学習の確保に努めていく。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

例年、市内の 1000 件近くの文化財照会があり、保存を第一に協議を行い、適正な管理を行う。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

指定文化財に関しては宗像市文化財保護審議会に諮り指定していく。

(9) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPOなどの状況及び今後の体制

活動団体との連携、または、担い手育成のための支援を継続的に行っていく。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財保存・活用の現状と今後の具体的な計画

特に重点区域となる宗像大社周辺の部分は、計画的な保護をしていく。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

中津宮の本殿などの修理等を進めていく。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

施設のあり方の検討を必要とする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は、景観計画における景観重点区域とほぼ同区域で、景観形成基準に基づいた修景事業を進めていく。特に世界遺産の宗像大社辺津宮については、来訪者の増加が予想されるため、周辺道路の電線類地中化事業についても検討していく。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るよう努める。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

学校教育の中で世界遺産学習を進め、郷土愛を深める取り組みを行っている。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

史跡内では現状変更等を行う。それ以外でも重要な遺跡がでる可能性が高い地点でもあるので周知徹底を図る。

(8)文化財の保存・活用に関わっている住民、NPOなど各種団体の状況及び今後の体制・整備に関する具体的な計画

宗像大社海洋神事奉賛会がみあれ祭を担っているが、これらの団体と連携及び情報交換の機会を提供していく。宗像市全体での歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

委員： 前回の審議会でも申し上げたが、第2章の「宗像の浦々にみる歴史的風致」とあるが、山の信仰も入れて下さいと申し上げた。里と浦と山は3つセットなので浦々だけ入れるのは片手落ち。互いがリンクしているので、どれかひとつをピックアップしたところで全体の目配りができるとは言えない。里、浦、山で風致維持計画を進めて頂きたい。また2の重点区域の(3)宗像大社の神宝館への理解が薄いと思う。確かに沖ノ島の出土品がメインであるが、それ以降現在につながる歴史資料も保存展示している施設なのでそこも盛り込んで頂きたい。

委員： 第5章1.全市に関する事項(1)のところで、文化財として新たに「指定・登録」として国の登録制度を活用して頂きたい。

委員： 第2章の宗像の浦々というところで、宗像市の場合は、島があるので、大島や地島の部分が入っていた方が、特色があるのではと思う。重点区域に関しては、宗像大社辺津宮等が今回指定されているので、山城の部分も合わせて保存についても考えて頂きたい。市史で美術関係の調査に関し台帳はあると思うが、定期的に見て回ることも必要ではないかと思う。

事務局： 宗像の浦々は確かに浦だけではない。市として重点区域にならないといけないわけではないので、検討を進める。また、中世山城も大事な課題。風致の中におさめるか検討するが、文化財の計画の中には必ず山城の位置づけが必要。指定文化財は、防犯設備を付けているものもあるが、文化財パトロールといった手法もあるかと思う。

会長： 山城に関しては、県が5カ年に渡り悉皆調査をしているので、宗像市に関しては活用して頂きたい。

事務局： 歴史的風致維持向上計画は、どちらかと言うと、国交省関係の計画で、重要文化財、建物等にまつわる人の営みを補助していく事を前提とした計画である。宗像大社が基軸となり、海辺のくらししか関連するものがないが、補助の対象外となる吉武の八所宮についてもあえて載せてもらっている。ご意見のあった中世の山城や山については、宗像市の歴史文化構想で挙げていこうと思っている。宗像市歴史文化構想

については、平成 30 年度に細かに調査し、31～32 年度にかけて構想と計画をまとめていきたい。

会 長： 文化財の保存活用に関しては、文化財保護法に基づいて行っているが、加えて歴まち法が出来て、それに相応しい文化財の活用をという事だと思う。

委 員： 全体として、我々は文化財を見なくてはならないが、その中でお金がかかる部分や個々だけでは対応できない部分について歴まち法で促進できるものはしていくという捉え方がいいと思う。

2) 八所宮土塀及び石垣修復事業について

事務局： 石垣は、指定文化財の附だが、経年劣化で石垣が孕んだり、土塀は土台が悪くなって崩れつつある。今回八所宮が市の補助を受けて土塀及び石垣修復についての調査を実施した。その中間報告になる。

○土塀、石垣修復工事方針案

- ・土塀は当初の工法に倣い復元
- ・天端石と上部の数石は背面側に倒れているため積み直す。
- ・傾いているものは据え直し。傾きを防ぐため、天端石が小さいものは大きく、長さのあるものを配する。
- ・背面に傾くことを防ぐため背面に裏込石を十分に敷き詰め、吸出し防止のため不織布を敷く。
- ・瓦は既存に倣い、新調。素丸瓦を番線で止め、ズレ等を防ぐ。隙間は南蛮漆喰で埋め、内部への雨水等の浸水を防止する。
- ・漆喰仕上げの剥離・ひび割れ防止のため、下地にグラスファイバーを貼る。
- ・天端石は据え直し。天端石間は壁体の吸出し防止のため、南蛮漆喰で埋める。

委 員： 根は切っても 10 年くらいしかもたないので、10 年過ぎたら、また土塀や石垣は孕んでくるのではないか。伐採は出来なかったのか。

事務局： 八所宮は、伐採について特にこだわりはない。県と相談して委員の意見を伝える。

委 員： 鳥居の右のケヤキは 200 年位が経っていて伐採が難しいと思うが、他は小さいので伐採ができると思う。

会 長： この調査は業者がしたのか。

事務局： はい。試掘調査は市文化財が協力した。石垣、土塀については業者に委託して行った。報告書としてきちんと明記して出す。

会 長： いつ修理するのか。

事務局： 3 か年の整備計画で、本年度は調査と整備方針、計画と予算、平成 31 年度に土塀状況、石垣の修復、平成 32 年度に土塀の修復と考えている。

会 長： この調査は非常に画期的であるので、将来修理が終わった時点で、報告書の中に含めて頂きたい。

3) 宗像大社みあれ祭陸上神幸のルート変更について

事務局： 宗像大社みあれ祭は、平成 29 年 8 月 22 日に市の無形民俗指定文化財に指定されている。本年度のみあれ祭は、特に陸上神幸のルート、内容が変わっているため報告させていただきます。

これまでのみあれ祭については、神湊を徒歩で行列が通り、神湊郵便局前で神輿を車に乗せ辺津宮に入っていく流れであった。今回は宗像大社の意向もあり、輦台の神輿の中に一度納めた神輿を車で運ぶとはいえ、取り出すということに対して見直しがされ、全行程を輦台の中に納めるということで、玄海コミセンから辺津宮までの陸上神幸に変更をしている。陸上神幸全行程は資料の通りである。スタートからゴールまで 25 分で、車は全通行止めであった。今年は例年にならぬほど沿岸部、また沿道にも人垣が多くみられ、世界遺産への関心の高さを感じた。

今回、神輿をレンタカーで運んだり、神輿を担ぐ際に「わっしょい」の声があったり雰囲気にとぐわなない点があった。この点については、事前の報告協議ができなかった事をお詫び申し上げます。今後は内容変更の届出と事績の提出を宗像大社海洋神事奉賛会、みあれ祭陸上神幸実行委員会にお願いすることとしている。海洋神事奉賛会、みあれ祭陸上神幸実行委員会が合わされ、みあれ祭保存会として文書を出してもらっている。今回の変更に関しても文化財保護審議会から保持団体宛てに意見書を出す事についてもご意見を頂きたい。

事務局： みあれ祭の陸上神幸の部分について、元々は頓宮に一度あがり神幸が行われていたところを含め、8 月 22 日付で市の指定文化財として指定されたのち、一ヶ月と少しで 10 月 1 日に内容が変わっている。

本来であれば、事前に審議会に諮り意見を聞いた上で、この計画の対応を保持団体へ伝えるべきでした。市の対応が適切でなく、報告が事後となってしまった事について深く反省するとともに審議委員の皆様にはお詫び申し上げます。この件に関しては、審議委員の皆様のご意見を伺い、反映していくという事でご理解頂き、審議をお願いします。

委員： 市文化財からの実行委員会に対する説明不足があったと思う。文化財指定後の現状変更について事前に知らせる必要があった。無形民俗文化財に関しては、変化があるのは当然だが、出来るだけ古い形を持続していくことで指定していくもの。みあれ祭は、始まって 50 年位の新しいものであるが、指定後約 1 ヶ月での大幅な変更には驚いた。しかし、陸上神幸については、今後もまだ変化の余地がある。みあれ祭の祭り自体は沖ノ島の御霊を辺津宮まで運ぶのが祭りの意義で、陸上神幸を外すと意味がないという事なので、今後は変化する部分を記録してもらおう。今各地では、古い祭りが注目され、一旦廃れたものをまた復興している所も多々あるが、そのモデルケースになるように経過を記録して残していくことが大事だと思う。

- 委員： 古い神職から聞いたところによると、当時の権宮司が、神社の新しい祭りとして、スタートさせた。今の神職だけで決めるのではなく、退職した神職の方もまだおられるので、当時どういった経緯でこの祭りが始まったのかなど、そういう方々の話を聞くような話し合いの場を持つということを提案してはと思う。
- 事務局： 先日、宗像大社の禰宜にお会いした。みあれ祭の昔の写真等があるそうなので、様々な事を調査し、まとめて皆様にお知らせしていきたいと思う。
- 委員： 今は若い神職さんが多い。当時、祭りを始めた時に、若い神職さんだった方も近くにいらっしゃるので、そういった方の話を聞いて検討されたらと思う。
- 委員： 祭りは主催者と参加者がいて成立するが、今のみあれ祭は、伝統的な祭りの形式からすると、参加者が肥大化しているので、合意形成を図るのが非常に難しい。みあれ祭の経緯を市民の方々にも共有していく事も大事。
- 会長： 始まりから現在に至る経緯をしっかりと調査して頂き、講演会等で発信していくやり方もあると思う。
- 事務局： 変更届については書面審査という形でもよろしければ、皆様方に書面で諮るという形はいかがでしょうか。
- 委員： この変更届は、変更の度に提出するものなのか。
- 事務局： そうです。変更があれば提出して頂く。
- 事務局： 軽微な変更と大きな変更では取扱いが変わってくると思う。大きく変わる部分については、必要であれば保護審議会でご意見を受ける。
- 委員： 平成 29 年 10 月 1 日については、細部については記載がなく、コースのみの変更とあるが、今後変更届が出た場合、審議会としては今年のを基準にするのか、指定した段階のものを基準にして意見するのか。また、細部については留意点まで決めて提示したいと思う。
- 事務局： みあれ祭は大きくは海上神幸と陸上神幸の 2 つに分かれるので、神湊から辺津宮までの神幸をベースに考えていかないといけないと思う。基準は、徒歩による神幸が相応しいのではないかな。
- 委員： みあれ祭が始まった当時、ちょうど車社会に突入し、出光興産との繋がりがあり、最初はオープンカーが相応しい形であったと聞いたので徒歩にはこだわっていない。
- 委員： 神湊から車で移動するのが 50 年前に始まった時の本義かと思う。一方で新しい祭りのあり方もありかとも思う。今回は世界遺産の盛り上がりの中で市民が陸上神幸にも参加したいとの気持ちの表れだったかと思う。輦台を乗せたままでも車に乗せるなら細心の注意をはらって乗せる。また、神湊から神璽を運ぶにあたっては台車に乗せる案も出ていた。個人的には中津宮から神湊までの神幸とあまり相違がないやり方を考えていただければと思う。
- 委員： 頓宮祭をやらないのはなぜですか。

- 委員： 陸上神幸は距離が長く、人間側の都合で頓宮に上げてしまうのが大変、時間がかかる等があったのだと思う。
- 事務局： 頓宮の位置づけは歴史的な資料がない。当時、港は大きくなかったので、一端頓宮まで上げることになったと聞いている。
- 委員： 頓宮の扱いについては、文化財ではなく神社の問題かと思うが、やはり出来るだけ始まりの形に近づけてほしい。頓宮に行かなくなった事情は述べてほしい。例えば、頓宮祭に代わるものがあるとすれば、玄海コミセンで出発ならば、そこで祭りをするなど考えてもいいのではと思う。今年は子ども達が参加しているのに距離があまりにも短くなり、また紅白旗も陸上では目立たなかった。
- 委員： 「変更届」を受理するのではなく、一度持ち帰り検討するのがよい。「変更届」は軽微な部分はいいと思うが、大きく変わる部分は、「変更願」になるのではと思う。検討をして頂きたい。
- 委員： 神湊から辺津宮まで最終的にどういう形にしたいのかといったイメージがあるならお聞かせ頂きたい。
- 事務局： 市が指定している文化財のすべてに関わるものなので、しっかり対応していきたい。
- 会長： 文化財保存という立場から、再興された当時の本来の姿に限りなく近づけながら、変更はできるだけ抑える。そしてこれまでの歴史を調査・記録し、それを保全していくとよい。事務局でも気持ちを新たに取り組んで頂きたい。よろしくお願ひします。

4. その他

特になし

5. 次回開催

改めて調整